

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、第1号に掲げる場合にあつては当該期分の授業料の全額又は半額を、第2号及び第3号に掲げる場合にあつては当該事由発生の日の属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を、それぞれ免除することがある。</p> <p>(1) 経済的理由によつて授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 授業料の納付期限前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除の場合は、入学前1年以内)において、その者の学資を主として負担する者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる場合</p> <p>(3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(入学料の免除)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、<u>入学料の全額又は半額を免除することがある。</u></p> <p>(1) 大学院の研究科に入学する者で、経済的理由によつて入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合</p> <p>(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又はその者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる場合</p> <p>(3) 前号に準ずる場合であつて、総長が相当と認める事由がある場合</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、<u>第1号及び第4号</u>に掲げる場合にあつては当該期分の授業料の全額又は半額を、第2号及び第3号に掲げる場合にあつては当該事由発生の日の属する期又はその翌期分の授業料の全額又は半額を、それぞれ免除することがある。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4) 総長が指定する大規模災害により学資負担者が被災し、授業料の納付が著しく困難と認められる場合</u></p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>(入学料の免除)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる特別の事由のある者については、願い出により、<u>第1号から第3号までに掲げる場合にあつては、入学料の全額又は半額を、第4号に掲げる場合にあつては、入学料の全額を、それぞれ免除することがある。</u></p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p><u>(4) 総長が指定する大規模災害により学資負担者が被災し、入学料の納付が著しく困難と認められる場合</u></p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成24年4月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</p>